

## &lt;追加調査の手法等&gt;

- 追加調査においては、職員等延べ69名、実人数59名に対してヒアリングを実施。今般の事案に関する4都府県からもヒアリング。  
※ 1月報告におけるヒアリングは延べ69名であるが、実人数は37名。
- 調査の対象は、今回の事案を中心としつつ統計法違反等を含む不適切な取扱いが疑われる事案（統計法違反、対外的な説明と実態が相異、統計の専門的な視点から不合理な点等）。
- 弁護士3名による事務局を設置。職員・元職員への聴取は委員及び事務局員で実施。

## &lt;主な不適切事案&gt;

## 平成16年 東京都大規模事業所について抽出調査実施・適切な復元処理せず

- 東京都の大規模事業所（500人以上規模の事業所）について、全数調査することとしていたところ、平成16年1月調査分から抽出調査を実施し、かつ、適切な復元処理が行われなかった。
  - 「きまって支給する給与」が低くであることにより、雇用保険等の給付が過少になった。
- 課長以下の判断により抽出調査決定。精度が確保できること、自治体等の負担軽減を図ることなどが理由（P6）
- 適切な復元処理がなされなかった理由は判然としない（当時のシステム改修担当は死去）（P7）

## 平成21年 東京都中規模事業所の一部で他道府県と異なる抽出率を使用・適切な復元処理せず

- 東京都の中規模事業所（30人以上499人以下規模の事業所）について、全国一律の抽出率で調査を実施することとしていたところ、平成21年1月調査分から一部で他の道府県と異なる抽出率を用いて調査を実施し、かつ、適切な復元処理が行われなかった。
- 統計の精度を確保することを目的に抽出率を変更。その影響は軽微であるとの係長の判断により、適切な復元処理が行われなかった。（P7）

## 平成23年 実際の調査方法と異なる計画で変更承認申請を実施（震災対応）

- 平成23年1月調査分から、被災3県の調査の一部を行わないことの申請の際に、実態とは異なる全国一律の抽出率を用いる旨を記載し申請。【統計法違反】
- 担当者は、震災対応が中心であったため、深く考えないまま、例外的な東京都の取扱いを記載することなく申請。（P12）

## 平成26年 事務取扱要領中の抽出調査である旨の記載削除

- 事務取扱要領（都道府県担当者が行う事務の要領）において、東京都の大規模事業所は抽出調査を行う旨の記載があったが、東京都のみに関する記載であって他県に影響ない等との課長の判断により、平成26年7月に発出した要領からはその旨の記載が削除された。（P10）

## 平成27年～28年 実際の調査方法と異なる計画で変更承認申請を実施（ローテーション・サンプリング方式導入）

- 平成27年にローテーション・サンプリング方式導入の議論が行われた毎月勤労統計の改善に関する検討会において、課長・補佐が全数調査である旨説明。（P11）
- ローテーション・サンプリング方式導入等のための申請の際に、実態とは異なる大規模事業所を全数調査とする旨を記載し申請。【統計法違反】
- 変更申請の過程で総務省からの照会に対し、室長・補佐が相談し、全数調査である旨回答。（P12）

## 平成29年 平成30年から適切な復元処理を実施する旨を決定し、システム改修を実施

- 平成16年以降東京都の大規模事業所について、適切に復元処理がされていなかったところ、ローテーション・サンプリング導入の際、適切な復元処理ができるようにとの室長の判断により、システム改修担当者に復元の指示。（P14）
- 本来あるべき処理をし、正確な統計調査を実施するのは当然と考えていた旨供述。（P15）

## 平成29年11月頃 政策統括官が室長に対し、「然るべき手続きを踏んで修正すべき」旨指示

- 室長は政策統括官に対し、東京都の大規模事業所について全数調査を実施していない旨説明。
- 政策統括官は、室長に対し「然るべき手続きを踏んで修正すべき」旨指示。この指示が、総務省に報告する旨であることは両者の認識が一致。（P15）

## 平成30年 統計委員会におけるギャップに関する議論において、適切な復元処理による影響を説明せず

- 平成30年1月調査分からの給与の上振れ（ギャップ）について、統計委員会において説明を求められた際、室長は、抽出調査を実施し、適切な復元処理を行っていないことを知りつつも、その影響は小さいと考えていたために要因分析の際に考慮せず、これを説明しなかった。（P16）

# 追加報告書概要 ②

## <厚生労働省の省及び担当課(室)の組織としての対応の評価等>

今般の事案の経緯について、「組織的隠蔽」が疑われる指摘があることに鑑み、追加調査・審議においては、事実関係の調査をより慎重に進めるとともに、参考となる法律の規定、裁判例、有識者の意見をも聴取するなどして検討した。本委員会としては、公的な場において、毎月勤労統計について、虚偽の申述をしたことをより重要視すべきと考える。

### (1) 虚偽申述について

- 平成27年検討会・平成28年のローテーション・サンプリング方式導入の変更申請で全数調査と説明・記載するなど、公的な場で、課(室)の長の判断の下、真実に反することを認識しながら、事実と異なる虚偽の申述を行った。
- 担当課(室)の長の判断の下、部下の協力を得ながら行われたもので、単にその申述をした担当者の個人の責任にとどめるべきではなく、課(室)という組織としての独自の判断による行為と評価すべきであり、厳しく非難されるべき。

### (2) 「組織的隠蔽」問題について

- 「組織的隠蔽」の概念は多義的であり、確定的な定義や見解は見当たらない。本委員会として「隠蔽」の有無として取り上げるべきと考えたのは、法律違反・極めて不適切な行為(違法行為等)。「隠蔽行為」とはその事実を認識しながら意図的にこれを隠そうとする行為(故意行為)。
- 不適切な取扱いに関与した担当課(室)の職員らは、主観的には、統計数値上の問題はない、あるいは、許容範囲内であると捉えており、当人や省、担当課(室)にとって極めて不都合な事実、深刻な不正等と捉えたとは認められない。担当課(室)の職員らにおいて、綿密な打合せや周到な準備などの形跡はなく、不適切な取扱いがいずれ露見するような、その場の事務処理をしていた。
- 担当課(室)の職員らにおいて、意図的に隠したとまでは認められず、「隠蔽行為」があったとはいえない。

### (3) 担当課(室)の組織としての独自の判断・怠慢による不適切な取扱いについて

- 「組織的」とは、①団体の長(大臣)やこれに準ずる者が違法行為等を認識した上でその実行を意思決定し、その意思に従って組織的に違法行為等が行われた場合、②下部組織において違法行為等が行われること又は行われたことを認識し、かつ、これを積極的に認容する行為を行った場合。(下部組織においても同様の「組織的」行為が行われることはあり得る。)
- 担当課(室)で、その長を含む複数職員らが、不適切な取扱いをしてきたことは事実。担当課(室)長や一部職員らが、部長(統括官)等の幹部や統計委員会、総務省等と適切な情報共有をせず、課(室)という組織としての独自の判断・怠慢により不適切な取扱いがなされてきたものがあったと認められる(※)。このような取扱いは本委員会として到底容認できない。

※平成28年承認申請時、室長が補佐に、総務省に対して、「原則」全数調査である旨を記載することを相談させたこと等

### (4) 厚生労働省の担当部長(統括官)以上の幹部の対応について

- 統括官(当時)は、平成29年11月頃から平成30年1月頃、抽出調査との報告を室長から受けた際、「然るべき手続きを踏んで修正すべき」旨指示。統括官は、総務省に報告し公表すべき旨の指示だったとの認識。不適切な取扱いの容認とは認められず、この対応をもって、「隠蔽があった」とは評価できない。  
当該統括官以外の幹部は、抽出調査であることすら認識せず、関与していないと認められる。
- 部長(統括官)の消極的対応や次官等のヒアリング結果からは、次官等の上層部から指示等は認められない。省幹部レベルでは、組織的隠蔽と評価することも、非難すべき組織としての独自の判断が行われたとも認められない。
- 省幹部の管理監督責任が問われるべき。統計の重要性の認識の甘さ、マネジメントの機能不全、ガバナンスの欠如などを強く非難する。厚生労働省には猛省を促す。

## <全体の評価等>

- 公的統計の意義やその重要性に対する意識の低さ、幹部職員の公的統計に対する無関心(基本的構図・評価は1月報告と同様)
- 調査計画変更の際の手続きルールの明確化と外部チェック機能の強化等の8項目の再発防止策を提案
- 本委員会として、統計を巡る問題について、府省全体の取組の検討を視野に入れつつ、今後必要に応じて検討を続けていく。